

作が十分習得されるよう、また、養護・訓練の内容との関連を図り、彈力的な指導が行えるようにする。
2 訪問教育は、保護者との連携を密にして、個々の児童生徒の興味や関心、能力を重視した指導を行うとともに、適切な評価により指導の改善に努める。

三、交流教育の推進

1 計画作成に当たっては、障害児には経験を広め、社会性の伸長、健常児には障害児に対する理解を目標とし、交流活動を教育課程に位置付け、日常の活動へ発展できるようにする。
2 地域社会に対しては、地域の指導者やボランティア団体との連携を図り、積極的に交流活動を行い、交流教育に対する理解と協力が得られるよう努める。

四、生徒指導の充実

1 全体計画の作成は、小・中・高の一貫した指導体制を整備するとともに、学校の教育活動全体を通じた指導ができるようとする。
2 指導に当たっては、障害の状態や発達段階及び心理的特性を的確に把握し、全教職員が一体となって指導に当たれるよう努める。
3 個別指導に当たっては、性格や生育歴、家庭環境、日常の行動の記録

等の実態を的確に把握した個人資料を整備し、指導に努める。

4 効果的な指導を推進するため、教育相談を適切に実施するとともに家庭や施設・地域との連携を一層密接にするよう努める。

五、進路指導の充実

1 指導計画の作成は、小・中・高の一貫した指導が継続できるように指導体制を整備するとともに、組織的、計画的に指導が行われるように作成する。

2 指導に当たっては、自ら障害を克服し、積極的に社会参加・自立しようとする意欲を高めるとともに、進路に必要な職業的知識・技能・態度等、基礎的な能力の習得に努める。

3 保護者の相談に当たっては、本人の能力・適性や進路に関する資料・情報を取り集め、保護者の考え方等を考慮しながら適切な相談ができるよう努める。
4 進路の選択に当たっては、福祉、医療機関や職業安定所・事業所と緊密な連携のもとに進める。

六、職員研修の充実

1 校内研修については、教職員の共通理解と協力体制を整え、組織的、計画的な研修活動の推進に努める。

2 養護教育センター等の研修や研究指定校の研究成果等の報告会を設定し、日常の授業に活用できるようにする。

3 教員一人一人の専門性や実践的指導の向上を図るため、個人研修等を積極的に推進できるような体制を整える。

七、指導上の配慮事項

1 児童生徒の社会自立を促進するため、福祉・医療機関等、関係機関との連携を密にして指導の充実に努める。

2 指導に当たっては、障害の状態及び発達段階に応じ、個別や集団による学習を適切に組織して展開するとともに、体験活動を重視して指導に努める。

3 教育機器等の活用については、障害の状態及び発達段階並びに能力等に即した教材・教具の使用及び開発に努めるとともに、コンピュータ等新たな教育機器の積極的な活用を図るよう努める。

4 チームティーチングによる授業を行なう場合は、教師の役割分担等を明確にして互いに協力し、指導の効率を高めるよう努める。

5 体力の向上と、健康・安全の保持増進については、体育の時間のほか、学校の教育活動全体を通して適切な指導を行うとともに、健康状態の観察や調査を計画的に進め、個別に資料を整備し、疾病予防等の活用に努める。

6 交通事故防止の訓練や安全な遊び方等、危険から身を守る指導については反復して行い、安全な行動ができるようにする。

以上のほか、特殊学級の指導については、特に次の事項に配慮する。

1 特殊学級の経営は、学校の経営方針の中に明確に位置付けるとともに、教育目標も明確に設定する等、在籍児童生徒が意欲的、活動的に学習できるよう努める。

2 指導計画の作成は、特殊教育諸学科學習指導要領解説及び手引を十分参考にして作成する。
3 指導に当たっては、体験學習を重視した指導に努めるとともに、特殊学級の教育に対する全校教員の共通理解を図り、社会性を養うため他の学級の児童生徒との交流の機会を適切に設ける。

